

平成23年度 第15回
青梅市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成24年2月17日（金）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第15回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 平成24年2月17日（金） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
 - 議案第28号 校長転任の内申について
 - 議案第29号 校長任命の内申について
 - 議案第30号 副校長転任の内申について
 - 議案第31号 副校長任命の内申について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成23年度教育費補正予算について
- 2 平成24年度教育費当初予算について
- 3 美術作品の寄贈について（文化課）
- 4 諸報告

(1) 委員会等会議録

- ア 平成23年度第2回青梅市美術館運営委員会会議録（文化課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会処務規則の一部改正について（総務課）
- 2 青梅市卒業アルバム等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について（総務課）
- 3 青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問の答申期限の延長について（学校給食センター）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	渡辺慶一郎
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	萩原宏志
	美術担当主幹	石田治郎
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後 1 時 30 分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の臨時会には、委員 4 名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成 23 年度第 15 回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。
【委員】 はい、わかりました。

日程第3 報告事項

(1) 教育長報告

1 平成23年度教育費補正予算について

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。教育長報告を行います。報告事項 1、平成 23 年度教育費補正予算について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、お手元の報告資料 1 にもとづきまして、平成 24 年第 1 回青梅市議会（3 月定例会）に提出する平成 23 年度青梅市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、教育費補正予算についてご報告させていただきます。

なお、この案件につきましては、2 月 20 日（月）に告示ならびに議案が送付され、公にされますが、3 月 19 日の市議会本会議で決定される予定となっております。それまでの間は、取扱いにご配慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告資料の歳出をご覧ください。10 の教育費につきましては、人件費、保健体育費等を含め、補正前の額 68 億 7,866 万 9,000 円に 5 億 8,106 万 1,000 円を追加し、補正後の額を 74 億 5,973 万円にしようとするものであります。

補正の内容につきまして、事業別にご説明申し上げます。

初めに、コンピュータ教育経費（小学校費）であります。情報化に対応できる基礎的な資質を養う観点から、児童の発達段階に応じた情報活用能力を高めるとともに、教員の IT 活用指導力の向上等を図るための経費となっております。本年度に更新する教育用電子計算機器につきまして、60 カ月の債務負担による賃貸借契約を締結いたしました。これに伴い、当初予算額と契約額との差額分 556 万 1,000 円を減額しようとするものであります。

次に、小学校施設整備経費であります。第二小学校を除く 15 校の普通教室等空調設備設計委託料につきまして、契約実績にもとづき、2,015 万 9,000 円を減額しようとするものであります。また、空調設備工事費につきましては、平成 23 年度に中学校を、平成 24 年度に小学校を予定し、平成 24 年度当初予算に小学校分の工事費を予算要求いたしました。しかしながら、その後、国から、空調設備やトイレ事業等といった耐震化以外の事業については、平成 24

年度当初予算では厳しい採択状況となることが想定されるので、24年度計画事業の積極的な前倒しについて依頼があった旨、東京都から通知がありました。このような状況を踏まえ、この経費につきましては繰越明許費となりますが、7億5,815万5,000円を増額しようとするものであります。

次に、第二小学校校舎改築事業経費（学校整備費）であります。国庫補助金の交付決定にもとづき、国の学校施設環境改善交付金および長期の借入れ資金であります第二小学校校舎改築事業債について、特定財源の財源更正をしようとするものであります。

次の成木小学校校舎耐震補強事業経費と、その下段の霞台小学校校舎耐震補強事業経費につきましては、契約実績にもとづき減額しようとするものであります。

続いて、中学校施設整備経費であります。中学校10校の普通教室等空調設備工事費につきまして、契約実績にもとづき減額しようとするものであります。

次の、西中学校校舎・屋内運動場耐震補強事業経費から、3段下の吹上中学校校舎耐震補強事業経費までにつきましても、契約実績にもとづき減額しようとするものであります。

最後の、人件費、保健体育費などにつきましては、お目通しいただきたいと存じます。

以上で、平成23年度教育費補正予算についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成24年度教育費当初予算について

【委員長】 次に、報告事項2、平成24年度教育費当初予算について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、お手元の報告資料2にもとづきまして、平成24年度教育費当初予算についてご報告させていただきます。

なお、この件につきましても、先ほどの補正予算と同様に、現時点では確定した内容ではございませんので、3月28日の市議会本会議で決定されるまでの間は、取扱いにご配慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告資料1ページの歳出をご覧ください。10の教育費につきましては、人件費、保健体育費等を含め、予算総額は58億3,845万9,000円で、前年度当初予算対比で8億7,206万8,000円、13.0%のマイナスとなっております。

初めに、学校教育関係の主な施策につきまして、事業別にご説明申し上げます。同じページの主な施策・事業の欄をご覧ください。

主な内容を申し上げますと、01 教育委員会経費であります。3,246万円で、前年度対比13万9,000円の減となっております。事務事業点検評価関係3万6,000円のほか、一番右側の説明欄にありますように、新たに教育LANにおける情報資産の取扱い方針となります。

学校情報セキュリティーポリシーを定めるなど、情報資産の適切かつ安全な管理運用と、本案の取組に関する経費168万円等が主な内容となっております。

次の02 就学事務実施経費につきましては、1,706万4,000円で、前年度対比580万9,000円の増となっております。学務事務システムの更新に伴う機器賃借料の増や就学相談件数の増等に伴う就学相談体制の充実にかかる費用が、その内容であります。

03 安全・安心学校づくり推進事業経費につきましては、学校の安全確保を図るための経費で、スクールガード・リーダーの巡回費用や子ども110番の家にかかる費用が、その内容であります。

04 学校教育指導経費であります。2,595万9,000円で前年度対比817万3,000円の減であります。新学習指導要領への移行ならびに中学校教科書の全面改訂による採択替えに伴い、平成24年度から使用する教師用教科書および指導書購入費が増となる一方、小学校の教師用教科書および指導書購入費の大幅な減がその内容となっております。

05 特別支援教育関係経費、および06 学校教育活動支援事業経費であります。短期の雇用就業機会の創出を目的とする東京都の緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用して、巡回訪問相談・就学相談補助員ならびに臨時学校適応支援員を配置し、充実を図ろうとするものであります。

07 教職員研修等経費につきましては、教職員の研修にかかる講師報償費、消耗品・印刷製本費等の需用費、委託料、施設借上料などを計上するとともに、特別研究指定校として2年目となります新しい観点にもとづく学習評価推進モデル校を小・中学校各1校、および研究指定校5校の経費を計上しております。

08 子どもいきいき学校づくり経費につきましては、特色ある教育活動と活力ある学校づくりを推進するために、昨年度と同額の予算を計上することとしております。

09 給食センター経費であります。前年度対比903万8,000円の減となっております。学校給食配せん員賃金等の減が主な要因となっております。

10 給食備品整備経費につきましては、藤橋・根ヶ布両調理場用の調理用備品、学校の牛乳保冷庫を計画的に更新する内容であります。

次に、小学校費についてご説明いたします。小学校につきましては、予算編成時の基礎数値として、学校数17校、学級数267学級、児童数7,341人を見込み、予算を積算しております。

11 学校管理経費につきましては、光熱水費、修繕料、施設管理委託料など学校を維持管理するための経費であります。平成24年度は自動体外式除細動器(AED)の更新を行うほか、23年度に引き続き緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用し、学校の清掃に関する経費を充実させる内容となっております。

12 学校管理備品整備経費であります。事務用機器などの学校で必要とする備品を、学校の要望をとりながら計画的に購入する経費であります。

13 教育振興一般経費につきましては、学校で使用する教育用の消耗品や教材等の備品、図

書の購入費などを計上しているもので、学校割単価、学級割単価、児童割単価などにより、各学校の規模に応じて配当または支出されるものであります。

14 市費負担教材拡大経費であります。保護者の教材購入負担の軽減を図る目的で実施している青梅市単独の施策で、23年度と同額の1児童当たり1,840円を基礎数値として、各学校が必要とする教材購入に充てる経費となっております。

15 各種行事実施等経費につきましては、各種行事を通して、情操豊かな人間の育成を図ることを目的に、市全体で実施する音楽鑑賞教室や子どもサマーコンサートなどに要する経費を計上しております。

16 通学費補助経費であります。5つの小学校において分校の廃止や学校の統廃合の条件として、通学に電車・バスを利用する児童の保護者に対し、交通費の全額を補助する経費でございます。平成24年度は176人の児童数を見込んでおります。

17 通学バス等運行経費につきましては、学校の統廃合の条件として、成木小学校の通学バスを運行するために要する経費となっております。この通学バスにつきましては、平成22年度に東京都の路線バスから民間借上げバスへと変更したことに伴い、バスの経費節減とともに、成木小学校の児童通学費補助も軽減されたところであります。なお、平成24年度は、第七中学校での小規模特別認定校制度の導入実施に伴いまして、生徒の通学の利便性の確保対策として、復路において1便ふやしていることなどから、71万8,000円の増となっております。

18 移動教室実施経費につきましては、社会科見学など小学生の校外学習に必要な経費であります。プラネタリウム施設が平成22年度末をもって廃止されたことに伴い、他市の施設を利用する経費も計上されております。

19 コンピュータ教育経費であります。8,613万5,000円で、前年度対比897万3,000円の増となっております。小学校用コンピュータ機器に関する経費が計上されておまして、平成24年度はリースアップに伴い、10校の更新が予定されております。

20 教材整備経費につきましては、各教科用の教材等の購入や、楽器の計画的購入・更新などに要する経費となっております。

21 特別支援学級（知的障害）経費であります。第一、第三、第四小学校で実施している知的障害がある児童の特別支援教育実施にかかる経費で、固定学級に配置している介護員の賃金などを計上しております。平成24年度におきましても、都の緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用し、通常学級との交流をサポートするための要員として、交流学习協力員を1名配置することとしております。

22 特別支援学級（情緒障害）経費につきましては、第二小学校および若草小学校の固定学級、および第六、友田、若草、藤橋、吹上小学校の通級学級の特別支援教育実施にかかる経費を計上しております。平成24年度は特別支援学級在籍児童数の増加に伴い、介護員を1名増員して5名体制にするとともに、都の緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用し、交流学习協力員を1名配置することとしております。

23 小学校施設整備経費につきましては、小学校16校の施設改修・補修工事等のための経費ですが、平成24年度は第一小学校屋内運動場改築基本設計委託・測量委託などの経費を計上しております。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

24 第二小学校校舎改築事業経費ですが、6億9,551万円で、前年度対比4億8,352万8,000円の減となっております。平成22年度および23年度の2カ年で校舎改築第1期工事が完了いたしました。平成24年度は校舎改築第2期工事の2カ年継続第1年度および南校舎西側等解体工事の2カ年継続第2年度の経費などを計上しております。

25 第六小学校校舎耐震補強事業経費、および26 友田小学校校舎・屋内運動場耐震補強事業経費につきましては、平成25年度までに小・中学校全施設の耐震化完了を計画しておりますが、計画に沿って、これに要する経費を計上しております。

次に、中学校費についてご説明いたします。中学校につきましては、予算編成時の基礎数値として、学校数11校、学級数127学級、生徒数3,866人を見込み、予算を積算しております。

27 学校管理経費から32 教材整備経費までにつきましては、小学校費とほぼ同様の内容となっております。

33 特別支援学級（知的障害）経費ですが、第二中学校および霞台中学校で実施している知的障害のある生徒の特別支援教育実施にかかる経費で、内容は小学校費とほぼ同様であります。

34 特別支援学級（情緒障害）経費につきましても、第一、第三、泉中学校の情緒障害学級の特別支援教育実施にかかる経費で、内容は小学校費とほぼ同様ですが、介護員を1名増員して5名体制としております。

35 中学校施設整備経費ですが、中学校10校の施設改修・補修工事等のための経費となっております。平成24年度は東京都の負担金事業であります水飲栓直結給水モデル事業を中学校では初めて実施することとし、1校分の経費を計上しております。

36 新町中学校校舎・屋内運動場耐震補強事業経費につきましては、小学校と同様に計画に沿って予算を計上しております。なお、平成23年4月1日現在における小・中学校すべての建物119棟のうち、耐震補強工事が必要な建物は95棟で、予算に計上されている工事が予定どおり実施されますと、平成24年度末には91棟が完了することになり、耐震化率は98.3%となる見込みであります。

37 第一中学校校庭等整備事業経費ですが、東京都の都市計画道路3・4・4号線拡幅計画に関連して、校庭等整備の第1期工事を実施するとともに、テニスコート等の用地の購入に要する経費を計上しております。

次に、社会教育費についてご説明いたします。

38 社会教育一般経費につきましては、社会教育関係団体に対する補助金、各種研修などに要する経費となっております。

39 成人式開催経費、40 釜の淵市民館管理経費におきましては、これにかかる経費を計上するものであります。

41 ふれあいセンター管理経費であります。上成木、北小曾木、永山、御岳山の4つのふれあいセンターの管理経費を計上しております。

42 生涯学習事業経費につきましては、生涯学習に関する講座、講演会の開催、家庭教育支援などの事業経費となっております。平成24年度は名誉市民の吉川英治氏没後50年を記念し、吉川英治記念館との共催事業として、市民大学「吉川英治没後50周年記念講演会」の開催を予定しております。

43 児童合唱団等育成経費であります。市民の音楽による生涯学習の支援・推進を図るため、児童合唱団、青少年吹奏楽団および市民合唱団の育成等に関する経費となっております。

44 青少年リーダー育成経費につきましては、青少年リーダー育成研修に関する講師報酬金などの経費を計上しております。

3ページをご覧ください。

45 芸術文化奨励関係経費につきましては、芸術文化に優秀な成績をあげた市民に対する奨励賞交付等に関する経費となっております。

46 子ども体験塾事業経費であります。羽村市と共同して東京都市長会の多摩・島しょ子ども体験塾事業を活用し、市内遺跡において、青梅市・羽村市の子供たちを対象とした古代の竪穴住居跡の発掘体験にかかる経費を計上しております。

47 放課後子ども教室推進事業経費につきましては、平成24年度は新規実施校として第四、第六小学校を追加し、既に実施している第五、第七、霞台、友田小学校とあわせ、合計6校で実施するのに要する経費となっております。

48 文化事業連携実施経費であります。平成22年4月に文化課が新設され、市民会館、美術館および郷土博物館の3館を所管しております。平成23年度で既に3館合同事業「文化財を描く・撮る・学ぶ」を開催いたしましたが、平成24年度からは新たに文化事業連携実施事業として位置づけ、統一テーマを設け、3館あるいは2館合同で連携した文化事業を実施し、芸術文化の振興と市民の情操の育成を図ることとしたものであります。

49 文化財管理経費につきましては、旧宮崎家住宅を含む文化財3住宅や、今井城址等の市が所有する指定文化財等の管理に要する経費となっております。

50 指定文化財保存事業経費につきましては、国、都、市が指定した民間所有の指定文化財に関する保存事業に対する補助金等が事業経費の主な内容となっております。平成24年度の補助内容は説明欄に記載のとおりであります。

51 旧稲葉家住宅整備経費につきましては、土蔵復原工事に要する経費を計上しております。

52 郷土博物館管理経費であります。博物館の施設管理等に要する経費が主な内容となっております。平成24年度は地下重油タンクの修繕を実施するほか、収蔵品管理システムを更新して、既存の収蔵品管理に加え、対外的に公開を図るシステムの構築に要する経費を計上してお

ります。

53 郷土博物館事業経費につきましては、企画展、新収蔵品展の開催などの経費が主な内容で、平成24年度は企画展「幕末展（仮称）」などの事業を予定しております。

54 郷土博物館施設整備経費につきましては、屋上防水工事を実施する経費を計上しております。

55 美術館管理経費であります、美術館の施設管理等に要する経費が主な内容となっております。

56 美術館事業経費につきましては、企画展、公募展、実技講座等の事業経費が主な内容となっております。平成24年度は企画展を4回実施するとともに、隔年実施の公募展「ビエンナーレOME2013」を記載の日程で予定しております。

57 まるごとアート支援事業経費につきましては、平成19年度に策定した地域支援活用計画「まるごとアート青梅」にもとづき、芸術文化を通じたにぎわいや交流を促進する目的で、地域活性化に寄与する活動団体に対して、必要経費の一部を助成するための経費であります。

58 中央図書館管理運営経費であります、中央図書館の施設管理、図書資料の収集・提供、貸出し業務等に要する経費を計上しております。

59 分館図書館運営経費につきましては、11の市民センターに設置されております図書館分館の管理運営に関する経費となっており、また次の60 図書館事務オンライン経費は、中央図書館と各分館のオンラインに要する経費であります。

61 西多摩地域広域行政圏協議会共同事業経費であります、西多摩行政圏内の8市町村共同で広域的に相互利用ができることを周知するための「しおり」作成にかかる経費となっております。

62 子ども読書活動推進事業経費につきましては、平成21年3月に策定した第二次青梅市子ども読書活動推進計画にもとづき、子供の読書環境の整備と充実に関する友田小学校との学校推進モデル事業等の経費を計上しております。

63 市民会館運営経費であります、市民会館の施設管理運営に要する経費となっております。

64 市民劇場経費につきましては、市民劇場、市民映画会等に要する経費で、平成24年度は市民劇場では音楽、演劇、落語などの分野の芸術家の公演を4回、そして名作映画会を無料で公開する市民映画会も4回を予定しております。

最後に、65 多摩・島しょスポーツ振興事業経費であります、東京都市長会が平成24年度から開始する多摩・島しょスポーツ振興事業助成金を活用して実施するものであります。教育委員会では、継続的な子供の体力・運動能力の向上に資する事業として、子供わくわく体力アップ推進事業と、スポーツを通じた地域活性化等に資する事業として、スポーツ講演会を開催するのに要する経費を計上しております。

以上、駆け足での説明となりましたが、平成24年度教育費当初予算についてのご報告とさせ

ていただきます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 まずひとつ、感想というか要望になるかもしれませんが、小学校の14番の市費負担教材拡大経費と、中学校の30番の市費負担教材拡大経費なんですけれども、これは青梅市独自のとおっしゃいましたけれども、かなり長い間続けていただいている予算だと思うんです。大変保護者としてもありがたいと思うので、ぜひこれからも続けていただきたいという要望が一つです。

それから質問ですが、18番、プラネタリウムの学習のために予算が計上されておりますけれども、こちらはどのあたりの子供たちが対象になっているのかなということを教えていただきたいと思います。

それから、3つ目になりますけれども、22 特別支援学級（情緒障害）経費のところ、介護員が4人から5人にとおっしゃったんですけれども、小学校の数はちょっと私、書きもらしたんですけれども、中学校の方は2つの学校に4人の方が配置されているように思ったんですが、こちらの方は各学校に一人ずつの介護員の方が充てられるようになっているのかどうかということをお教えください。

それから、投資37 第一中学校のテニスコート等用地購入とか、あるいは校庭整備にだいぶ予算がとられているようなんですけれども、少し具体的にお話ししていただきたいと思います。

以上です。

【指導室長】 まずご要望の市費負担教材拡大経費でございますが、これにつきましてはやはり子供たちの実情に応じて、少しでも学校の支援になるように今後とも予算の計上はお願いをしていきたいというふうに考えております。

まず初めに移動教室でございますけれども、こちらは4年生を対象としております。実際の児童数によって入場料とか変わってまいりますので、来年度は今年度と比べて児童数が少ないということもあって減額になっておりますが、当然児童数が多くなれば、プラネタリウムの入場料がかかりますので、その分、みんなが見られるように計上はしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、今はまだ予算の段階ではございますが、本市のプラネタリウムが廃止されたことによりまして、候補地が何箇所かございます。これにつきましては、今一番多いのは多摩六都科学館ですけれども、それ以外にも近隣でありますので、学校の要望にこたえられるようにしていただいております。もう一つ、多摩六都科学館が今工事中でありまして、使えなかった場合に代替え施設ということもありますので、そういうこともありますと、来年度に限らず今年度、若干ではあります、変動する可能性がある予算でございます。

続きまして、情緒障害の小学校の方の介護員ですけれども、こちらは増員になりましたのが、固定学級で情緒の固定は若草と二小の2校であります。来年度、若草の方は現状維持でございま

すが、二小の方が子供たちがふえてまいりましたので、現在1名の介護員の配置を2名にふやします。ですので、若草は現状維持の3名、二小が2名、計5名ということで介護員の増をお願いしているところでございます。

指導室の方からは以上でございます。

【委員】 そうすると、プラネタリウムの行き帰りのバスのお金とか、そういうのが児童の負担になるということでしょうか。

【指導室長】 説明が足りず大変申しわけございません。プラネタリウムの見学にかかる費用は、全額指導室の方の予算計上でありますので、行き帰りのバス代も、指導室の予算として計上させていただいております。

【施設課長】 第一中学校の工事につきまして概略をご説明させていただきます。これはただいまご説明がありましたが、都市計画道路3・4・4号線、千ヶ瀬バイパスが延伸してまいりますと、第一中学校のグラウンドにこの20メートル道路がかかるものでございます。第一中学校の体育館、校庭の一部に道路がかかりますので、事業内容といたしましては、体育館のトイレの移設、またはそこに伴う倉庫の移設というものがございます。また、千ヶ瀬バイパスが延伸されてきますと、その敷地と道路の境に高さ25メートルから15メートルの防球ネットを張りまして、野球等のクラブ活動の球が千ヶ瀬バイパスの方に出ないようにというような工事がございます。25メートルの高さですので、かなり高いものが張られる予定です。それに伴いまして、構内に雨水配管整備というものがございまして、これも敷設替えという形になってまいりまして、雨水配管等の敷設替えをするような形で、土壌改良というものがここに起こります。

最初に24年度は、障害になりますトイレや倉庫というものを撤去いたしまして、撤去した後にはネットフェンスを張ります。その後、トイレまた倉庫というものを構築するという工事が続いて起こります。この工事も第1期、第2期となってまいります。概略でございますが、そのような工事が続くというふうな形で、24年度から実施を予定しております。

そして、その障害になりますテニスコートでございますが、テニスコートを少しずらしてつくるわけでございます。テニスコートが1面ということもございまして、もう1面確保するというのを論議の中でご指示もいただきましたところ、西側に市営住宅もあったんですが、それではテニスコートはとれないということで、中学校の校庭の前に、道路を挟んで隣接いたします中学校の駐車場前あたりの土地2筆をただいま地権者と交渉中ございまして、そこにテニスコートを設ける予定をしております。そのテニスコートには、校門近くに入出口をつくりまして、新たにそこから生徒がテニスコートに行けるような確保をしたいということで、24年度中にこの用地について購入ができるように、今地権者と打ち合わせをしているということでございます。

以上でございます。

【委員】 まず、東京都の緊急雇用創出事業の臨時特例補助金の活用ということについてちょっとお伺いしたいんですが、幾つかあるうちの、例えば05番、06番、特別支援教育関係経費、あるいは学校教育活動支援事業経費、ここですと巡回訪問相談や就学相談補助員の配置とか、あ

るいは臨時学校適応支援員の配置ということになっていまして、さらに21、22、あるいは33、34とあるのは、交流学习協力員の配置ということになっているんですが、これはたまたま今、都の補助金があったのでその補助金を充てるということで、継続的に必要なものだという事であれば、この補助金がなかったとしても予算はきちっと確保していただくというふうに考えていいのでしょうか。

【指導室長】 こちらは緊急雇用で今回提出させていただきました。特に21、22の交流学习でございますけれども、こちらの交流学习につきましては新しい事業ということになりまして、通常の学級と特別支援学級との交流を目的としたことを常に補助していただくということで、最近になりまして、非常にここの部分の交流学习というのがクローズアップされてきた内容でございます。今回はこの制度を充てて支援員を配置するという事になっているんですけれども、今後、やはりこの活用度合いをよく見まして、必要な事業であれば市の学習教育活動員の方の増員といったところにも実績を勘案していきたいというふうには考えてはおります。

同じように、上の部分でございますけれども、今とはちょっと質が違いまして、巡回訪問相談を行う際に、やはりスタッフとして1名でも増員させていただいた方が、巡回の手順であったりとか、いろいろ医療関係とのつなぎ方というところでも非常に効果があります。この効果を検証するに当たりまして、今後とも必要であるというふうに私どもも考えておりますので、今後同じような予算で計上ができたらというふうに考えているところではございます。いずれにいたしましても新しい事業を立ち上げる際の緊急的に今回は設置したポジションでございますので、現状のところはこの制度を使っていくというふうに考えてございます。

【委員】 17番の通学バス等の運行経費のお話なんですけど、ご説明の中で、第七中学校で今年度から小規模特別認定校制度が実施されますが、その通学の利便性を確保するという観点から、今ある成木小学校の借上げの通学バスを活用して、当初予算でプラスの増額措置をしているということで、それは非常にありがたいことだと思うんですが、前回の教育委員会で協議事項として遠距離通学費補助制度の見直しというのを議論したわけですが、そのとき委員の皆さんそれぞれの考え方が同じだということが確認できまして、教育委員会の総意として意見がまとまったというふうに認識しています。その協議結果を踏まえまして、義務教育の範疇とか、あるいは地元対策とかいった観点ではなくて、改めて教育振興という観点から小規模特認校制度でも通学の利便性をどう確保するかということも議論しておいた方がいいのかなというふうにちょっと思っています。たまたま今、通学バス運行経費のご説明があったものですから、ここでご提案をさせていただきますたいんですが、いかがなものでしょうか。

【総務課長】 おっしゃるとおり、2月2日に行われました教育委員会では、遠距離通学費補助制度について議論をしていただきまして、委員の皆さんが同じ考えをお持ちであるということから、教育委員会の総意といたしまして意見をまとめていただきました。2月2日の教育委員会定例会での遠距離通学費補助制度の見直しについての協議結果といたしましては、遠距離通学費補助制度の見直しに対しては、子育て支援の観点から現行制度とは別に、市長部局の方で所得制限

など一定の条件を設けた新たな制度として構築した方がより現実的な解決策であるという考え方を、教育委員会の総意としてとらえるということでご承認をいただきました。今後、市長部局と遠距離通学費補助制度の見直しについて検討・協議をする上で、教育委員会の基本的な考え方をお示しいただき、大変ありがとうございました。また、ただ今は、先日の教育委員会での協議結果を踏まえて、教育振興という観点から小規模特別認定校制度での通学の利便性の確保対策につきまして、一度議論をしておいた方がよいのではとのご意見をいただきました。小規模特認校制度での通学の利便性の確保対策、とりわけ借上げ通学バスの問題は事務局でも大変重要な課題の一つととらえております。したがって、可能でありますならば、ここで一度ご議論をしていただけたらと考えております。委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

【委員長】 前回の委員会の中で、遠距離通学費補助制度の見直しについて論議をして、一定の方向性を持って、それでお願いをしているところなのですが、小規模特別認定校制度とのかかわりで、今、通学バス運行経費の増額ということに関連してお話があったとおりです。今、当初予算についての説明を受けているところですが、せっかくの機会でもありますし、このままそのことについて少し論議を深めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 それでは、ご質問、ご意見等ありましたらご発言をお願いします。

【委員】 教育振興の観点からということなのですが、私は小規模特認校の成木小学校の児童や生徒、あるいは保護者の方々に幾つかのスポーツ大会、例えばキンボールとか、ドッジボールとかでお会いすることがあります。先日の綱引き大会にも、ほぼ全児童ですというふうに校長先生がおっしゃっていましたが、参加して下さったんです。子供たちの表情を見ると、一人一人の子供が生き生きと元気いっぱい綱引きに取り組んでいました。それから、昨年末の多摩っ子コンサートでも、3年生以上の児童全員による演奏でしたけれども、ほかの高学年中心の参加校に負けないすばらしい演奏を聴かせてくれました。一人一人の個性を非常に大切に、地域の方々と力をあわせて、特色のある教育活動を通して、生きる力というもの、生き抜く力、パワーみたいなものの育成の実践をされているな、すばらしい学校だなというふうに常々思っ拝見していましたので、ぜひこれからも応援していきたいなと思っています。

そういう意味も含めて、現行の遠距離通学費補助制度に加えて、新たに通学費の補助制度をつくるということであるなら、小規模特認校は保護者の負担と責任でということが大原則になっていますので、それはちょっと違うかなというような気がするんですけども、保護者の負担と責任が原則ということであっても、通学の利便性を図るその方法として、何か財政的な支援を考えていくのはいいことかなというふうに思います。予算的にどうかということはいくぶんわかりませんが、例えば今まで大きなバスを使っていたのを小型のバスに替えるというような方法で、そこに通っていく子供たちの利便性を図るということではできないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

【総務課長】 ご指摘ありがとうございます。あくまでも予算に関する問題でありますので、な

かなか難しい面がございますが、成木小で導入開始した小規模特別認定校制度では、順調に児童数の確保が図られております。また、ここで第七中学校でも実施することとしたところ、募集生徒数に近い、当初の見込み以上の生徒数が確保できそうな状況でございます。両校ともこのまま順調に制度運営が図れますと、現在の借り上げ通学バスを大型化しないと対応が困難な状況が予測されます。この場合に、大型バス1台とした場合と、小型バス2台とした場合の必要経費の比較や、運行体制等の比較を行うことが必要であると考えられるところでございます。例えば委員からお話がありました小型バス2台体制として、1台は地元と約束した従前どおりのコースを通る通学バス、もう1台は小規模特認校で通学する児童・生徒が利用できる通学バスといたします。そして、小規模特認校用のバスは青梅駅付近から東青梅駅の北側、河辺駅の北側、そして小作駅の北側を經由して藤橋、富岡を通り、成木小、第七中学校へ向かうこととします。こうした場合の必要経費と運行体制等について、大型バス1台の場合と小型バス2台とした場合の比較をして検討する必要が生じてくるものと考えております。

以上でございます。

【委員】 最初にちょっと私がお話させていただいたわけですが、〇〇委員のお話を聞いていると、確かに、これは現在、成木小のための借り上げバスというのが走っているの、それを有効活用するという観点でいえば、大事なのかなと。それをじゃどういう形にしたらいいのかなというふうにはちょっと思ったんですが、今の事務局のお話で、いずれさらに大型化しなければいけないのなら、小型のバスを2台動かして運用すればいいんじゃないかというご説明がありまして、確かにその方が柔軟な対応ができると。将来的に大型バス1台と小型バス2台で、どういふ予算の関係になるかちょっとわからないのですが、私は小型バス2台というのなかなかいい考えかなというふうに思いました。

【委員】 やはり成木小についても七中についても、両方の学校の教育活動の充実に直接結びつくといいますか、応援していくということを考えると、通学の利便性を図るということは重要なことなのかなと思います。新たな通学費補助制度をつくるということとは関係なくて、別に教育振興のための経費として小型バス2台の運行体制というのは、大変いい考えだと思いますので、ぜひこれを予算化できるように検討していただけたらなというふうに思います。

それから、昨年だったと思うんですけども、七中の特認校制度導入のときに、検討委員会を設置されるという報告があったかと思うんです。その設置された委員会の中で通学の利便性の確保についても触れられていたのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【委員長】 その前にちょっと、私も今までの流れで同感なんです、ここで小学校費の中で通学費の拡充を図るための増額ということになっていきますけれども、中学生も乗せるということになると、むしろ中学校費の中に新設すべきかなという考えも一方にあると思うんです。そういう意味で、多方面の理解が得られるかどうか、そういう状況についても説明をいただけるとありがたいと思います。

【総務課長】 まず、小学校費に中学校費が入っているわけでございますが、委員長からご指摘

がありましたように新設ということもございます。いずれにいたしましても2台、もし通学バスを確保できるような次第になった場合には、その辺のところはまた財政当局と協議した中で行えるような予算措置をとらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほど委員からご指摘がございました検討懇談会についてでございますが、青梅市立第七中学校小規模特別認定校制度実施検討懇談会設置要綱にもとづきまして、検討懇談会が設置されたところでございます。そして、その検討結果報告書は、平成23年3月15日に教育長に提出され、同年平成23年3月24日開催の教育委員会定例会で報告させていただきました。報告書では通学の利便性の確保対策についても述べられておりました、通学生徒の通学利便性の確保対策については、予算措置などの課題はあるが、成木小学校借上げ通学バス運行の利活用を含め、前向きに検討願いたい。なお、利活用の例とすれば、小規模特別認定校制度による通学生徒も成木小学校借上げ通学バスを利用できることとし、当該通学生徒がクラブ活動終了後に利用できる下校運行便を新たに1便追加することが考えられる。といったような内容になっております。なお、委員から意見を求めた記述もありまして、その内容といたしましては、現在成木小学校では登校時1便、下校時4便を原則として借上げ通学バスが運行されている。平成8年4月の統廃合による成木小学校の開校から、梅78系統都営路線バスによる運行であったが、成木地区の方々、成木小学校および東京都交通局の了解のもと、今年度（平成22年4月）から借上げ通学バスによる運行へ変更となった。小規模特別認定校制度の就学条件の一つに、「保護者は卒業するまでみずからの責任と負担において通学させること」とあるが、成木地区の方々の了解のもと、借上げ通学バス運行によるメリットを生かし、小規模特別認定校制度による通学児童のうち数人が借上げ通学バスを利用している状況にある。通学バス運行の基本原則、すなわち梅78系統都営路線バス運行開始から続く成木地区の学校統合により通学距離が遠距離となった児童の交通手段の確保および安全性の確保、ならびに保護者の負担軽減を図るという統合の際の条件を踏まえる中で、小規模特別認定校制度による第七中学校通学生徒の通学利便性の確保対策が課題である。方向性としては、小規模特別認定校制度を継続実施し、安定した制度運営の確保を図るためには、通学生徒の通学利便性の確保対策は重要な課題であり、課題に対する現実的な対応が望まれる。また、小規模特別認定校制度の当該児童が成木小学校を卒業し、中学校へ進学する際に、第七中学校への進学を希望するよう勧奨する場合においても、通学の利便性が継続して確保されることが重要な選択条件の一つになると考える。という内容となっております。

以上でございます。

【教育長】 私からも、この件について少しお話をさせていただきます。

今、総務課長から説明がありましたけれども、第七中学校の小規模特別認定校制度実施検討懇談会の報告書の中にもありますように、通学生徒の通学利便性の確保対策については、予算措置などの課題はあるが、成木小学校借上げ通学バス運行の利活用を含め前向きに検討願いたいということで、来年度から第七中学校の小規模特別認定校制度を導入したわけでありまして。9名の入学者があると、今後そういった制度が安定的に継続していくためには、成木小学校で行われて

いるように、通学手段の確保というのは非常に重要な課題であると認識しております。これまで先生方がお話ししたように、バス2台とか、そういったことも含めて、ぜひこの問題については今後予算の確保等について努力していかなければならない課題だと認識しております。

以上です。

【委員長】 私も成木小を訪れるたびに、小規模特別認定校の成果が着々と上がってきているなということを感じます。これは子どもの実態を見てそう思いますし、指導する側も向上しているなと思います。そういう意味で、第七中を加えての小規模特別認定校制度が定着し、さらに発展するという視点からも、保護者の負担と責任ということもございますけれども、通学の利便を図るということも大事な教育振興の視点だというふうに思っていました。大体皆さんが同じお考えをお持ちだということがわかりました。そういう意味では、この第17番通学バス等運行経費の拡充に向けて前向きに検討していただきたいということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 それでは、予算要求に当たっては、事務局でさまざまな対応が必要かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】 ありがとうございます。予算に関する問題でありますので、財政状況が大変厳しい中でなかなか難しい面はございますが、成木小学校、また第七中学校の両校が小規模特認校として将来的にも安定して特色ある学校教育活動を実施していくためには、借上げバス、通学バスの利活用による通学の利便性の確保対策の問題については、大変重要な課題であると認識しているところでございます。したがって、財政担当部署には遠距離通学費の補助制度の見直しとは別に、教育振興のための経費として、小型バス2台による運行体制のための予算化を前向きに検討していただきたいというふうに、教育委員の皆さんからのご意見がありましたことを報告させていただきたいと思っております。また、平成25年度の当初予算の積算をする際には、ただいまのご意見に従った内容で予算要求をさせていただきたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ほかにございますか。

一つだけ、中央図書館管理運営経費というのがあったので、日ごろちょっと気にしていたことは、この額とかそういう問題ではなくて、かつて中央図書館が設立して1年たった後、駐車料金の占める割合が非常に高いというお話がありましたけど、その後聞かなくなったので、どうしているのかなと思っているんですけども、そういう状況は今ちょっとお聞きしてもいいですか。

【中央図書館管理課長】 駐車場につきましては、利用者に対しまして、1台1時間分を市の方で負担してございます。1台1時間180円でございます。これが年間、金額にしますと約1,000万円ぐらいを毎年支出しているところでございます。これにつきましては、ほぼ同額か若干ふえている状況でありますけれども、市の地域特性というんですか、公共交通機関とか環境を考えますと、遠距離の方は車を使わざるを得ないだろうと。そういった中で、現在、日々検討は

してございますけれども、現状はこの予算の中でやっていくというふうに考えているところでございます。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 今のことと直接は関係ないかもしれませんが、先日、梅郷図書館に行きまして、欲しい本があったんですけども、検索の機械で、それが青梅の図書館の倉庫に入っていますということがわかって、次の日にはもう私の手元に届くようなシステムになっているんですね。とっても素早い対応で驚いたんです。そういう機械のシステムで次の日にはもう届くとわかっていれば、中央図書館まで行かなくても読みたい本があったら注文しておけば届けていただける、すばらしいシステムだと思います。これを皆さんが知っていればいいのになというふうに思います。

【中央図書館管理課長】 ありがとうございます。現在、シルバー人材センターの方に委託という形で、午前、全館一周、午後一周、逆回りで回ります。これによりまして、午前中に本を頼めば、大体その日の午後、翌日には間違いなく届くような体制を整えてございます。ただ、昼間、図書館に来てもらいたいという部分もございまして、どちらの図書館でも結構でございますが、中央図書館の方もご利用いただければというふうに思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 美術作品の寄贈について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項3、美術作品の寄贈について、説明をお願いいたします。

【美術担当主幹】 それでは、美術作品の寄贈についてご報告いたします。お手元の報告資料3をご覧ください。

この件は、市内にお住まいの井上一郎様から、かつて青梅在住で独立展で活躍しました堀之内一誠の作品をご寄贈いただいたものです。

作品の詳細につきましては、1枚おめくりいただきまして、「農家」「御岳山」「花」の3点でございます。

以上、簡単ですが、ご報告いたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 平成23年度第2回青梅市美術館運営委員会会議録(文化課)

【委員長】 次に、報告事項4、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市教育委員会処務規則の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市教育委員会処務規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、お手元の協議資料1、青梅市教育委員会処務規則の一部改正について、ご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の理由でございますが、事務処理の効率化、適正化等を図るため、青梅市教育委員会事務局の組織を改正することに伴い、本規則の一部を改正しようとするものであります。

次に、2番の改正の内容でございますが、その下の別表1をご覧願います。今回の改正は、指導室の組織体制を改めようとするものであります。別表1の右の現行の欄にございます指導室の部分をご覧願います。赤字でお示ししてある教育振興係および教育支援係が平成24年度から廃止されるものであります。この廃止に伴いまして、新たに教育情報化担当主査および教育指導担当主査等を設置いたしまして、あわせてそれぞれの事務分掌を定めようとするものでございます。

恐れ入りますがおめくりいただきまして、裏面右側上段に赤字でお示ししてございます教育振興係をご覧願います。教育振興係におきましては、平成23年度までは係長1名、係員2名で組織しておりましたが、係の廃止に伴いまして、係長につきましては教育の情報化の充実を図るため、左の欄にございます新たに設置される教育情報化担当の主査として配置いたします。教育情報システムの企画、管理、運用事務等を行うものであります。また、係員の2名につきましては、指導係に配置し、現行の指導係の係員を1名から3名の体制とするものであります。

次に、表の中ほど右の欄に、同じく赤字でお示ししております教育支援係についてでございますが、こちらも平成23年度までは係長1名、係員1名で組織しておりましたが、係の廃止に伴いまして、係長については教育指導担当主幹のもとで教育指導担当の主査として配置され、また係員1名つきましても同様に教育指導担当の係員として特別支援教育、また就学指導委員会等の業務を行うものであります。

恐縮でございますが、お戻りいただきまして、別表2の改正後の欄をご覧いただきたいと存じます。ここで訂正がございます。(9)の改正後の赤字の部分でございますが、「教科書の無償給与」となっておりますが、「教科書の無償給付」でございますので、ご訂正をお願いいたします。謹んでおわび申し上げます。

先ほどの組織改正に伴います事務分掌でございますが、赤字でお示ししておりますとおり、指導室の指導係におきましては、(9)教科書の無償給付に関すること。それから裏面にございます(10)(11)にお示しのとおり、事務分掌を追加するものであります。

また、裏面の表の左側上から5行目にございます新設の教育情報化担当につきましては、教育情報システムの企画、運営、管理事務等の新たな事務分掌を記載し、下段の教育指導担当につき

ましては、特別支援教育に関することなどを追加しようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、平成24年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 このように係を廃して統合したところの意図というか、現在の組織に比べると、こうしたことでこんなことがよくなりますよとか、そういうことがあったら教えていただきたいんですが。

【総務課長】 これは市の組織改正との関連もございしますが、特に教育情報化担当というのがございします。現在、教育委員会の中でも、パソコン等の情報化に対する業務が非常に多くなってきているという点がございまして、これに対して専門の担当を置きまして情報システムの企画、管理、運用等を行うことによって、さらなる向上が図れるのかなというふうに考えているところでございます。

【委員長】 協議事項ですので、お諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会処務規則の一部改正について、は承認されました。

効率化を図るということですので、4月1日からなお一層よろしくお願いいたします。

2 青梅市卒業アルバム等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市卒業アルバム等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 引き続きまして、協議資料2をご覧いただきたいと存じます。

青梅市卒業アルバム等保護者負担助成金交付要綱の一部改正につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、昨年の9月2日から10月19日までを期間といたしまして、卒業アルバム等保護者負担助成金に関する定期監査が、市の監査委員によりまして行われました。その際の指摘事項を踏まえまして、今回改正をさせていただこうというものでございます。

卒業アルバム等の保護者の負担と請求についてでございますが、小・中学校で作成しております卒業アルバムに対する助成金としましては、小学校で2,000円、中学校で4,000円を支給させていただいているところでございます。

このことに関します監査における指摘事項でございますが、従来の助成金の交付方法といたしましては、まず先に保護者が全額負担をした後に市から助成金が交付されているということで、この方法ですと、学校教育における保護者負担の軽減を目的としている助成金の趣旨から外れることになるかと。したがって、今後においては本事業の趣旨を踏まえまして、保護者からの徴

収金を最小額で抑えられるよう検討することというふうにされたところでございます。このことを踏まえまして、あらかじめ保護者に対し各学校からの請求にもとづきまして概算払いにより助成金を交付し、保護者からの負担金を最小額に抑えようとするものでございます。

それでは、1の改正の理由をご覧ください。青梅市卒業アルバム等保護者負担助成金の交付に当たりましては、先ほどご説明いたしましたとおり、保護者からの徴収金を最小額で抑えられるよう、概算払いをすることができる規定を加えるとともに、それに伴う規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、2の改正の内容であります。1といたしまして、第10項として、助成金の概算払いができる旨の規定を加えるとともに、概算払いを受けた者に対する精算手続について定める規定を追加するものでございます。2といたしまして、第13項といたしまして、助成金交付額の確定後に、その額を超えた助成金が交付されている場合の返還命令に関する規定を追加するものでございます。3といたしましては、第15項として、実施期間を3年間とする失効規定を加える規定を追加するものでございます。4といたしましては、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、実施期日につきましては、平成24年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市卒業アルバム等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について、は承認されました。

3 青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問の答申期限の延長について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問の答申期限の延長について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問の答申期限の延長につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に、協議資料3、青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問の答申期限の延長についてということで、こちらは平成24年2月13日に青梅市立学校給食センター運営審議会から教育委員会に提出されましたものでございます。これにもとづきましてご説明をさせていただきます。

青梅市立第二小学校の自校調理場運営等につきましては、平成23年7月7日開催の教育委員会におきまして、青梅市立学校給食センター運営審議会に諮問することについてご協議いただき、

ご承認をいただきました。これを受けまして、平成23年7月27日開催の運営審議会におきまして諮問をさせていただきました。

運営審議会ではこの諮問を受けまして、自校調理場で給食を提供している他市の学校の視察等を含めまして、4回にわたり審議を行いました。その結果、平成24年2月13日開催の運営審議会において、答申（案）をまとめたところでございます。運営審議会では、答申の中に、食器の材質、また配ぜん員のことなど、第二小学校以外の学校に影響することが含まれていることや、第二小学校以外の保護者にも第二小学校の例えば献立や給食費など、自校調理がどのように運営されるのか非常に関心が高いというようなことから、答申（案）の内容を市民に公表し意見を聞くため、パブリック・コメントを実施する必要があるといたしました。このことから、諮問に対する答申期限が平成24年2月28日となっておりますが、パブリック・コメントの結果とあわせて教育委員会へ答申したいので、答申期限を平成24年5月31日に延長していただきますようお願いするものでございます。

なお本日、教育委員会におきまして答申期限の延長についてご承認いただくことができましたならば、パブリック・コメントにつきましては、平成24年3月15日から3月30日の間、実施することができます。パブリック・コメント終了後、運営審議会を開催し、寄せられた市民の意見を見た上で答申を決定し、教育委員会へ提出したいと考えてございますので、答申期限を5月31日に延長していただくものでございます。

青梅市立第二小学校の自校調理場運営等についてパブリック・コメントを実施する必要があることから、青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問の答申期限の延長につきましてよろしくご協議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 この答申期限を延長することで、青梅市立第二小学校の自校調理の運営に何か影響があるということではないのでしょうか。

【給食センター所長】 当初、この諮問につきましては、年度内に答申をいただきたいというようなことで対応させていただきました。答申の中で、パブリック・コメントを実施した方がよろしいのではないかとというようなご議論がありまして、運営審議会の中でも実務上の影響はないのかというご指摘がございましたが、実際に24年度に入りましてから事務上の手続等は進めてまいりますので、2カ月程度の答申のおくれについては特に支障がないというようなことでご説明を申し上げまして、ご了解いただいたところでございます。

以上でございます。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮

問の答申期限の延長について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第28号 校長転任の内申について

議案第29号 校長任命の内申について

議案第30号 副校長転任の内申について

議案第31号 副校長任命の内申について

【委員長】 次に、議案審議を行います。本日の議案4件は、教育管理職人事案件でありますので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

非公開

日程第6 委員長閉議および閉会

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【総務課長】 本日はこの後、第二小学校の視察にご足労いただけたらと存じます。大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

【委員長】 以上で、本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員